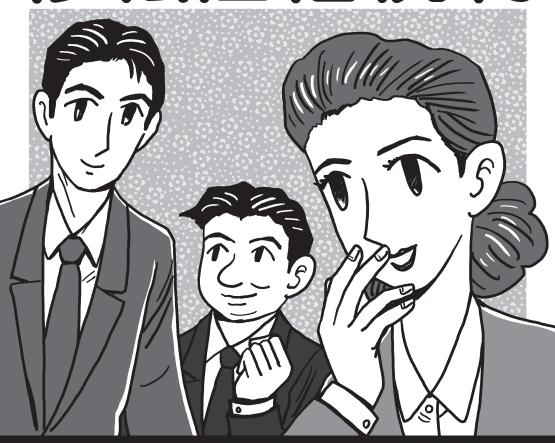
マンガで学ぶ

転価格稅制



会計業務のご相談はもとより、経営計画、事業運営全般に 関する様々な疑問や問題点を総合的な視野から、各分野の プロフェッショナルと独自のネットワークで貴社の問題解 決に尽力いたします!



₹ 税理士法人エルム

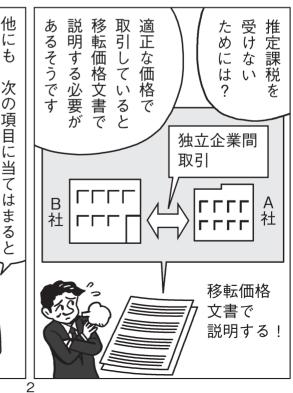












適正な

そもそも

価格のことらしいです第3者と取引した場合の





5億円の取引が5億5千万円 と推定された場合…

差額の5千万円を所得加算

さらに6年間さかのぼる ことが可能

5千万円×6年=3億円

※最大で3億円を利益の計上漏れとして 修正申告することになる。3億円利益が 増えると、加算税や延滞税を含めて追徴 税額は約1億5千万円にもなる。



























国外関連者取引の合計金額が50億円以上等の法人は移転価格文書の保存をしなければなりませんただし 取引額50億円未満の中小法人であっても独立企業間価格を算定するために重要と認められる書類を求められる場合があります調査官が指定する(45日~60日以内)日までに提出する必要がありますので これからは書類の作成が必須となります





税理士法人エルムの6つの強み

1 開業から40年

開業から40年の経験・実績・信頼があります。

2 相続税(資産税)専門の部門

相続税の申告を専門に行っている部門があり、年間約60件の申告実績があります。

3 医療法人・お医者様専門の部門

医療法人・お医者様専門に行っている部門があり、数十件の医療法人・お医者様と顧問契約いただいております。

4 法人部門

連結納税・組織再編・合併・分割・海外子会社サポート等を行っている部門があり、売上高 10 億円以上の法人を中心に顧問契約をいただいております。

5 国税調査官 OBの税理士

税務調査には、職員である国税調査官OBの税理士が立ち会い、調査をしっかりサポートします。

6 士業のワンストップサービスが可能

税理士、公認会計士以外にも、弁護士、司法書士、行政書士、社会保険労務士、土地家屋調査士、などと提携していますので、税務・会計以外についても一つの窓口でご相談いた だけます。



税理士法人エルム

350-1123 埼玉県川越市脇田本町 18 番地 2 TEL049-243-2685 FAX049-242-9576 http://www.sag-elm.com/index.html